

専門学校 富士リハビリテーション大学校 消防計画

令和6年4月1日

第1 目的及び適用範囲等について

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、専門学校 富士リハビリテーション大学校の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

この計画に定めた事項については、専門学校 富士リハビリテーション大学校に勤務等し、出入りするすべての者に適用する。

3 防火管理業務の一部委託について[該当] ・ 非該当]

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別添「防火管理業務の委託状況表」のとおり

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

(1) 管理権原者は、専門学校 富士リハビリテーション大学校の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限をもつ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4) 建物構造の防火上の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持ち、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成（変更）

(2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検の立会い

(5) 防火対象物の法定点検の立会い

- (6) 改築工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 職員等に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関への報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 自衛消防組織の大幅な変更 イ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 ウ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	3年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）	管理権原者
(5) 防火対象物定期点検報告書	1年に1回	管理権原者

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者の基に区域ごと防火責任者、火元責任者をおき、別表1「日常の火災予防の担当者と注意事項」のとおり定めて火災予防の徹底を図る。
- (2) 別表1は全職員に配布し、さらに事務室など見やすい場所に掲示する。
- (3) 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2の「自主検査チェック表（日常）」に基づき、火元責任者が毎日終業時にチェックする。

イ 定期に行う検査は、別表3の「自主検査チェック表（定期）」に基づき、防火責任者がチェックする。

実施時期は、4月と10月の年2回とする。

ウ 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

防火管理者は消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

3 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次表により行う。

点検種別	点検実施年月日		委託点検業者
	機器点検	総合点検	
消防用設備等			
消火器	4月・10月	10月	委託業者名 セルコ株式会社 静岡支店 電話番号 054-288-2210
屋内消火栓	4月・10月	10月	
自動火災報知設備	4月・10月	10月	
避難器具	4月・10月	10月	
非常電源専用受電設備	4月・10月	10月	
防排煙設備	4月・10月	10月	

(2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会わなければならない。

4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

(1) 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には物品を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱、煙等により自動的に閉まる扉）を妨げるように物品が置いてある場合は直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。

エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

(2) 火気管理等

- ア 喫煙管理について、常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時に全員が吸殻の点検を行う。
- イ 喫煙は、指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- ウ 終業時には、必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の遮断等安全確認する。
- エ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全確認する。
- オ 火気設備器具は、指定された場所で使用するとともに、器具等の本来の目的以外に使用しない。
- カ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
- キ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
- イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
- ウ 危険物等を使用するとき

(4) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

(2) 工事中の安全対策の樹立

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
- イ 工事人等の遵守事項
 - (ア) 防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。
 - 溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (ウ) 工事場所ごとに火気の手配の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
 - (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び指定場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限

(4) その他

- ア 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。
- イ 避難経路図（別図1）を作成し、各階の出入口付近及び事務室等に掲出する。

第6 自衛消防組織について

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言発令時の組織を含む。）は、別表4のとおりとし、この別表は事務室等の見やすいところに掲出する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報するとともに周囲の者に連絡する。
- イ 通報連絡担当は、消防機関に通報するとともに放送設備等により出火場所や消火、避難誘導などを指示する。
- ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により連絡する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器（及び屋内消火栓設備）を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図（別図1）に基づいて、避難誘導する。
- イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するように誘導する。
- ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第7 地震対策について

1 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を行う。
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラス・看板・広告塔等の落下・飛散防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等から出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (3) 地震時の非常用物品を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

備蓄品目			備蓄場所
非常用飲料水	非常用食料	その他	事務室 倉庫（1階・4階）
応急手当用品	携帯ラジオ	軍手、シート、	
拡声器	懐中電灯	ろうそく	

2 地震後の安全措置

- (1) 出火防止
 - ア 火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (3) 地震動終了後、火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (4) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (5) 避難経路の確保を行う。
- (6) 防火管理者は、被害の状況を火元担当責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集

通報連絡担当は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる全員に知らせる。

(2) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次の事項を行う。

- (ア) 建物内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (イ) 避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
- (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (エ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

(ウ) 避難場所等

- ・ 一時避難場所（別図1）（校舎北側駐車場）
- ・ 指定避難場所（別図2）（富士市立伝法小学校）

4 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの対応措置

- (1) 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。
- (2) 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオを通じて情報確認のうえ、業務を停止し、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
- (3) 東海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(4) 伝達等

5 警戒宣言発令時の対応措置

(1) 警戒宣言発令時の方針

(2) 警戒宣言発令情報の伝達方法

ア 情報の伝達は、まず全従業員等へは口頭にて伝達する。

イ 建物内にいる者全員に情報の伝達をする時期は、各階の避難誘導担当の配置完了後とする。

(3) 警戒宣言発令時の避難誘導

避難誘導担当は携帯用拡声器等を使用し、パニック防止を主眼に適切な誘導を行うものとする。

(4) 地震による被害防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とする。

イ 被害防止措置の内容

(ア) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(イ) 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品など転倒・落下防止措置

第8 防災教育について

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施		実施者	防火管理者			
	時期	回数					
職員	9月	年1回	○				
	就業時	必要の都度	○				
新入職員	採用時	採用時1回	○				
	就業時	必要の都度	○				
学生	9月	年1回	○				
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す。						

2 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(ア) 職員等が守るべき事項について

(イ) 火災発生時の対応について

(ウ) 地震時の対応について（警戒宣言発令時の活動を含む。）

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入社員等を実施する。

イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

第9 訓練について

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の種別及び実施時期

訓練種別	実施時期	備考
消火訓練	9月	
通報訓練	9月	及び県より依頼都度
避難訓練	9月	
総合訓練	9月	
地震訓練	9月	

※ 訓練を実施する場合は、あらかじめその旨を消防機関（自衛消防訓練通知書）に通報する。

(2) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 教職員、学生の中から、できるだけ多くの者

（この場合、特定の者だけが参加することのないようローテーションを組み、全員が体験できるようにする。）

2 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練の実施内容を確認した上で記録し、訓練の結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

添付書類

別表1 「日常の火災予防の担当者と注意事項」

別表2 「自主検査チェック表（日常）」

別表3 「自主検査チェック表（定期）」

別表4 「自衛消防隊の編成と任務」

別図1 「避難経路図（一次避難場所）」

別図2 「避難経路図（指定避難場所）」

別表 1

日常の火災予防の担当者と注意事項

防火管理者 宮崎博昭			
防火責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1 階	入試広報課長 宮崎博昭	事務室・保健室・更衣室・会議室・相談室・応接室・消火栓機械室・湯沸室・倉庫	宮崎博昭
		図書室	大友みのり
		職員室・休憩室(講師控室)・101 教室・研究室	植田英則
		校長室 教務部長室 講師控室 1 (学科長室) 講師控室 2 (学科長室)	内田成男 宮下正好 岡本博行 植田英則
2 階	教務部長 宮下正好	一般教室 (201・202・203)	植田英則
		一般教室 (204・205・206・207)・日常動作訓練室・倉庫	岡本博行
		電算室	岡本博行
3 階	教務部長 宮下正好	基礎医学実習室・治療室・機能訓練室・水治療室	赤岩龍士
		作業療法実習室 1・2・3・補装具室	市村紋子
4 階	教務部長 宮下正好	講堂のり室・学生ホール・更衣室・倉庫 1・2	市村真樹
担当者の任務			
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理業務の統括責任者 ・防火責任者及び火元責任者への指導監督 		
防火責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の火災予防の責任と火元責任者の指導監督。自主点検の実施 ・防火管理者の補佐 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の自主点検の実施 		

火元責任者	・ 防火管理者、防火責任者へ確認状況の報告
従業員等の注意事項	
<ol style="list-style-type: none">1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入り口などの周辺には物品を置かないこと。2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。5 職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。8 異常事態が発生したときは、速やかに防火管理者に報告すること。9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。	

別表 2

自主検査チェック表（日常）

月

日	曜日	検査項目					備考
		避難通路等の物品の有無	火気設備器具の異常の確認	終業時の火気の確認	電機器具の配線の老化等		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。
 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者 確認印	
--------------	--

別表 3

自主検査チェック表（定期）

月

実施項目		確認箇所	検査結果
建物構造	(1)基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2)柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3)天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4)窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5)外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6)屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7)手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8)消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火設備	(1)外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2)防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ・ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	(1)廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2)階段	① 手すりの取付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

	(3)避難階の避難口 (出入口)	<ul style="list-style-type: none"> ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 	
火気設備器具	(1)厨房設備 (大型レンジ、フライヤー等)、ガスコンロ、湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 	
	(2)ガスストーブ、石油ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。 	
電気設備	(1)変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。 	
	(2)電気器具	<ul style="list-style-type: none"> ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 	
危険物施設	(1)少量危険物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 	
	(2)指定可燃物貯蔵取扱所	<ul style="list-style-type: none"> ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。 	

不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告すること。

(凡例) ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 △・・・即時改修

検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者氏名	防火管理者 確認印
	月 日		

別表 4

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長 学校長 内田成男 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行う
 自衛消防副隊長 副学校長 遠藤進 隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行
 教務部長 宮下正好 隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行
 入試広報課長 宮崎博昭 隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行

自衛消防隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言発令時の組織編成と任務
通報連絡担当	班長 宮崎博昭 岡本貴子 笠井智絵 鈴木早紀 佐野優衣	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報及び通報の確認 館内への指示命令の伝達 消防隊への情報提供 	情報収集担当として編成
			<ul style="list-style-type: none"> 報道機関により情報を収集し、各階に連絡する 周辺地域の状況を把握 在館者に対する周知 在館者の状況確認 防災資器材の確認
初期消火担当	班長 植田英則 鈴木亮太 中村直人 勝呂良三	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所への急行 消火器、消火栓等による初期消火活動 	点検担当として編成
			<ul style="list-style-type: none"> 出火防止措置 各物品の転倒、落下防止措置
避難誘導担当	班長 市村真樹 赤岩龍士 望月里子 野村めぐみ 間瀬亜由美	<ul style="list-style-type: none"> 避難開始の指示命令の伝達 非常口の開放と開放確認 障害物品の除去 避難誘導（避難器具設定含） 避難状況の確認、報告 	平常時と同様の編成及び任務 <ul style="list-style-type: none"> 混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導
安全防護担当	班長 岡本博行 大沼賢洋 白井英彬 中村每途	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生地区へ直行し防火扉の閉鎖確認 エレベーターの非常時の措置 	平常時と同様の編成及び任務 <ul style="list-style-type: none"> 出火防止措置 各物品の転倒、落下防止措置
応急救護担当	班長 市村紋子 森梢 塩澤若奈 大友みのり	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所の処置 負傷者の応急処置 救急隊との連携、情報の提供 	平常時と同様の編成及び任務 <ul style="list-style-type: none"> 報道機関により情報を収集し、各階に連絡する 周辺地域の状況を把握 在館者に対する周知 在館者の状況確認 防災資器材の確認

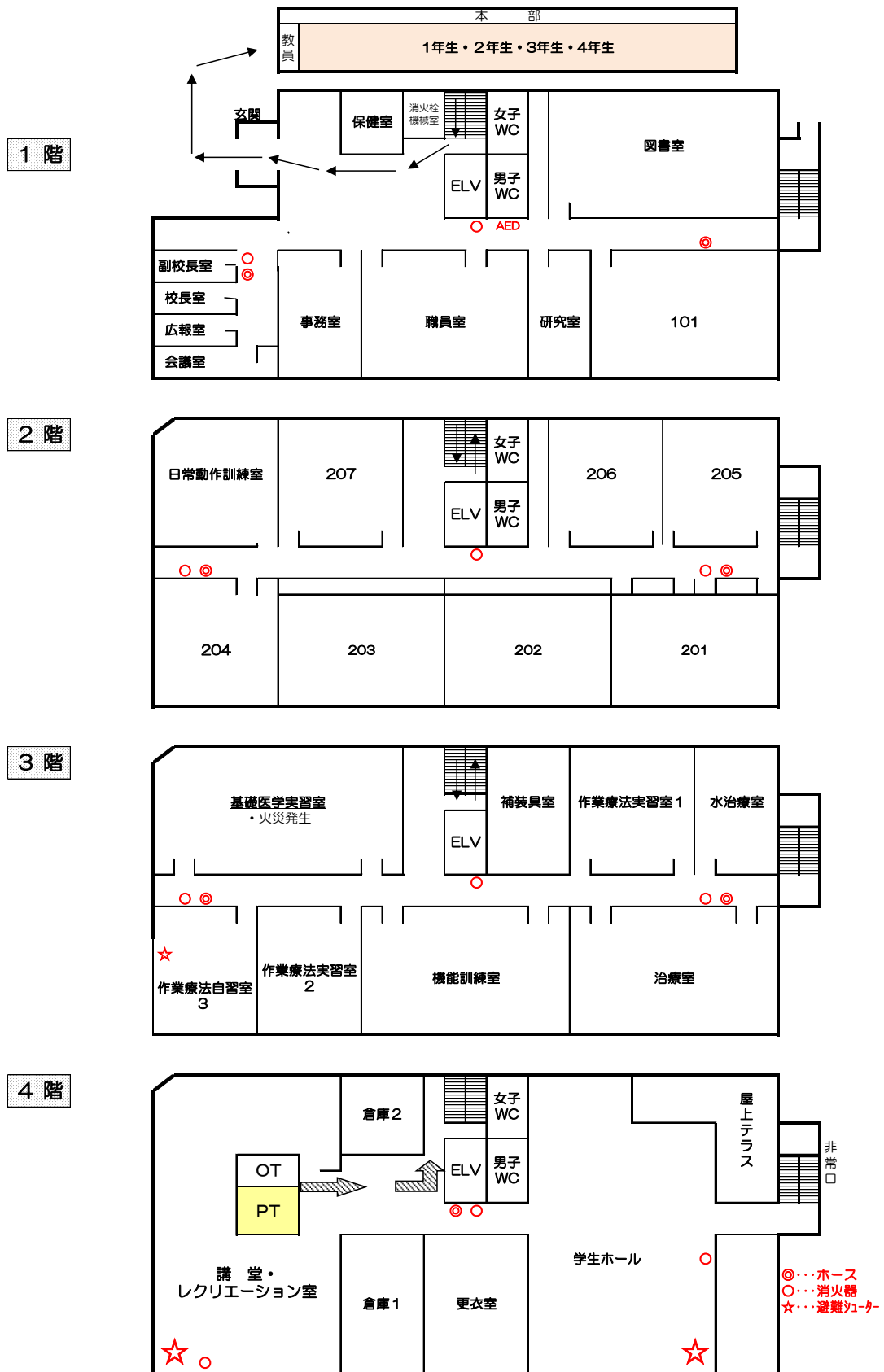
防火管理業務の委託状況表

防火対象物名称	専門学校 富士リハビリテーション大学校		
管理権原者氏名	理事長 森島康之		
防火管理者氏名	事務長 岡本貴子		
受託者の氏名及び住所等 (法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)	氏名(名称)	セコム株式会社 静岡本部	
	住所(所在地) 電話番号	静岡市葵区栄町 4-10 054-255-2091	
	担当事務所 電話番号	富士支社 0545-64-5959	
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 (該当する方式を○で囲うこと)	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯
	○遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災、異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ()
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯

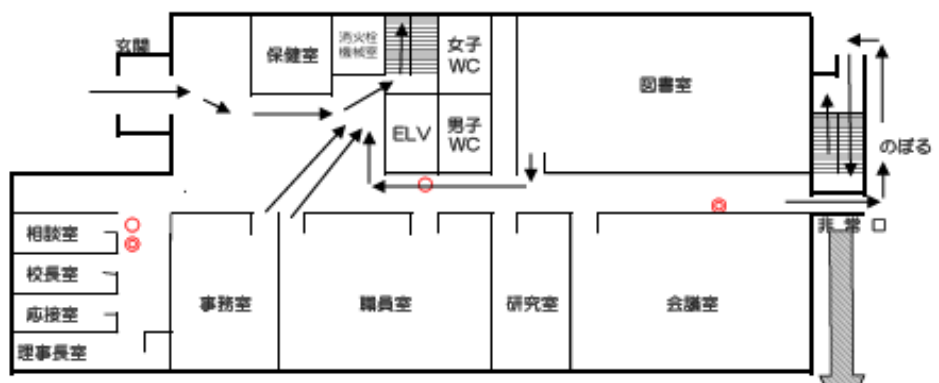
「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に√印を付すこと。

別図1 「避難経路図（一次避難場所）」

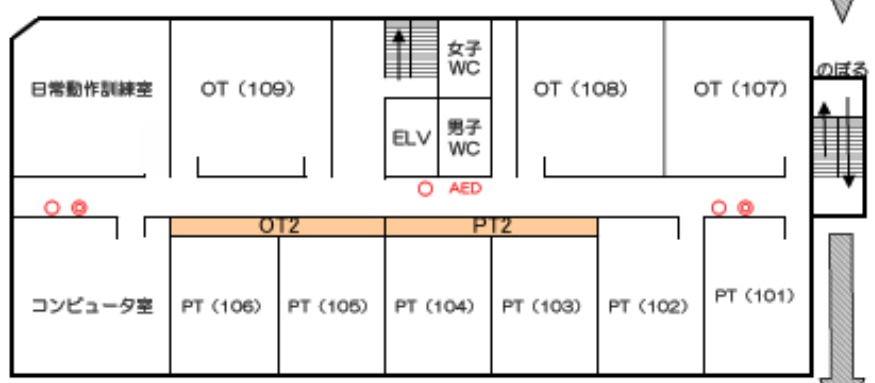
一次避難場所（駐車場）までの避難経路図



1 階



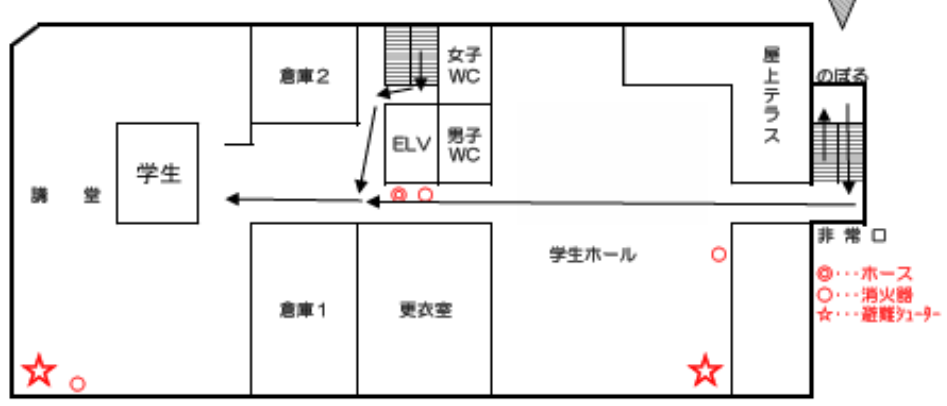
2 階



3 階



4 階



◎...ホース
 ○...消火器
 ☆...避難カー

別図2 「避難経路図（指定避難場所）」

指定避難場所までの避難経路図

